



幼児教育・保育無償化ガイドブック

【認可外保育施設等を利用する方】

令和7年度用（令和7年1月更新） 香芝市 保育幼稚園課



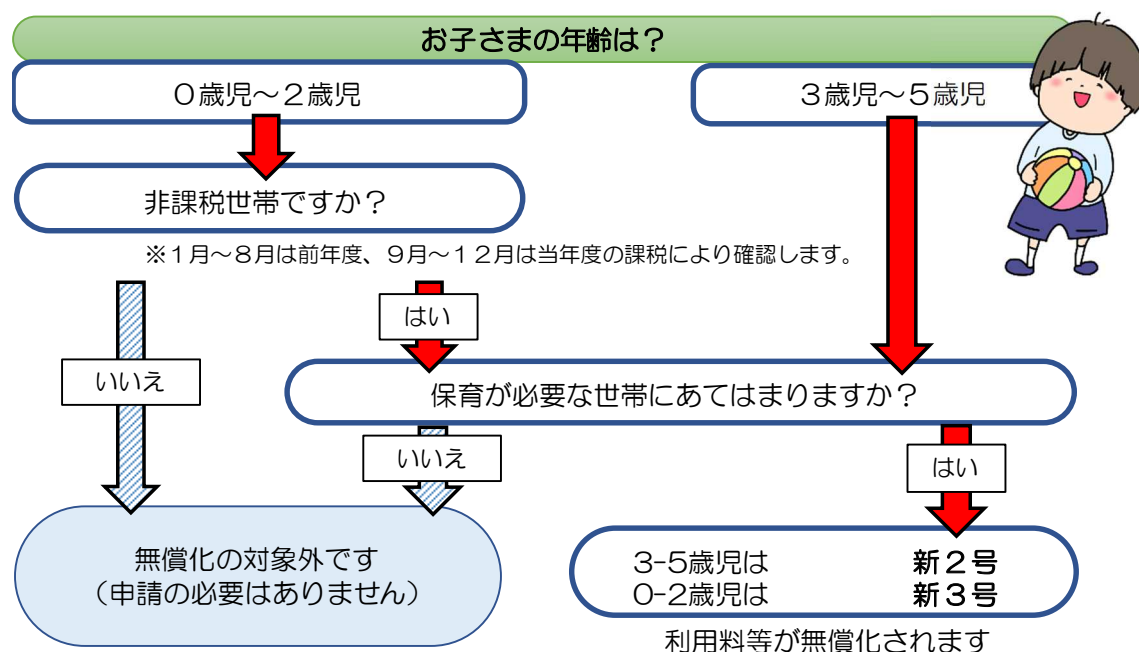
令和元年10月より、3～5歳児クラスのお子さまと、0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯のお子さまの、幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料に対する無償化制度が始まりました。

育児休業中は新規の申請をすることができません。
育児休業から復帰する時点（復帰月の前月20日まで）に申請をしてください。



無償化の対象となるには「認定」が必要です

お子さまの年齢やご家庭の保育の必要性、在籍している施設によって、必要な認定が異なります。



保育が必要な世帯とは？

保育を受ける場合、保護者の方全員が【保育を必要とする事由】に該当することが必要です。また、保育を必要とする事由によって保育の実施期間が異なります。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)
1. 就労（外勤・自営業等） 月に64時間以上の就労を常態とされている場合に限る	左の条件で就労している期間
2. 妊娠・出産	産前産後各3ヶ月以内
3. 保護者の疾病・障害	保育が困難と認められる期間
4. 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護	介護が必要と認められる期間
5. 災害復旧	状況がなくなるまで
6. 求職活動	1ヶ月以内
7. 就学	修了月の月末まで

無償化の対象範囲は？

お子さまの 利用される施設	年齢区分	認定区分	無償化の対象範囲		手続きの 有無
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポート センター事業	0-2歳児	新3号認定	保育料	【保育が必要な世帯に限る】【非課税世帯に限る】 保護者のかたが実際に負担した金額と42,000円/月 とを比較して、低い方が無償化されます。	○
	3-5歳児	新2号認定	保育料	【保育が必要な世帯に限る】 保護者のかたが実際に負担した金額と37,000円/月 とを比較して、低い方が無償化されます。	○

- ※ 利用されている認可外保育施設等が無償化の対象園となるのが、給付の条件になります。また、無償化の対象となるのは、保育の必要な世帯のみです。
- ※ 現在2号認定・3号認定を受けて保育所・認定こども園を利用している方は、園の休園日や利用時間外に認可外保育施設等を利用されていても、その利用料は無償化の対象にはなりません。
- ※ 現在1号認定を受けて幼稚園・認定こども園を利用されている方で、在籍園の預かり保育が十分にある場合（平日教育時間を含み提供時間が8時間以上かつ年に200日以上の場合）は、園の休園日や利用時間外に認可外保育施設等を利用されていても、その利用料は無償化の対象にはなりません。
- ※ 新2号認定・新3号認定の方は、無償化の方法として、保護者の方が保育料を全額園に支払った上で無償化分が後日香芝市から返金されます（償還払い）
（下記『1. 還付請求の方法について』を参照）。
- ※ 複数の施設を利用している方は、書類を提出の際に保育幼稚園課までお伝えください。



1. 還付請求の方法について

保護者の方による請求の手続きが必要です

保護者の方が一旦園に利用料をお支払いされた上で香芝市に無償化分を請求していただき、後日香芝市より保護者の方の指定口座に振込をする、償還払い（キャッシュバック）方式を採用しております。年4回の支払いを予定しており、請求に関する案内は、時期が来ましたら香芝市より別途通知いたしますので、詳細はその際にご確認ください。なお、請求時には施設が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」が添付書類として必要ですので、園から発行された際には必ず保管してください。

表. 無償化分の支払いに関する事務の流れ

利用期間	請求に関する案内の 配布時期	請求書の提出時 期	保護者指定口座への 支払い時期
4月～6月	6月下旬頃	7月下旬頃	8月下旬頃
7月～9月	9月下旬頃	10月下旬頃	11月下旬頃
10月～12月	12月中旬頃	1月下旬頃	2月下旬頃
1月～3月	3月初旬頃	4月下旬頃	5月下旬頃

※配布・支払い時期等は前後することがございます。ご了承ください。



認定を受けるためには、児童ごとに申請が必要です

2. 新2号認定・新3号認定を受けるには **保育が必要な世帯**

対象になる方	【新2号認定】 保育が必要なため認可外保育施設等を利用している3歳児・4歳児・5歳児 ※3歳は満3歳になった次の4月（3歳児クラス）から認定開始 【新3号認定】 市町村民税非課税世帯 保育が必要で市町村民税が非課税の世帯のうち、認可外保育施設等を利用している 0歳児・1歳児・2歳児・満3歳
提出書類 ※1児童につき 1部必要です	① [レモン色]子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号） ② 保育を必要とする事由の証明書類（4ページ参照） ※ 保護者の方全員分が必要です。 ③ 個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード・マイナンバー通知カードなど） ④ 本人確認のできる書類（運転免許証・パスポートなど写真つきのものであれば1点、健康保険証・年金手帳・住民票など写真のないものであれば2点）
提出方法	【提出先】〒639-0251 奈良県逢坂一丁目374番地1（香芝市総合福祉センター内） 香芝市 子ども家庭部 保育幼稚園課 開庁時間：8:30～17:15（土日祝日を除く） 【提出期限】 認定開始希望日まで ※ 4月からの認定のみ令和7年2月20日締切

※新3号認定の申請をされる方は非課税世帯であることが認定の要件となるため、個人番号（マイナンバー）を利用してご家庭の課税状況を確認させていただきます。なお、課税状況が確認できない際は、世帯の方の市町村民税課税証明書の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

3. 保育を必要とする事由の証明書類… **保護者の方全員のものが必要です。**

就労証明書等、申請に必要な書類は香芝市指定の様式を市役所ホームページから印刷してください。
 (『香芝市 無償化』とウェブ検索していただきますとアクセスしていただきやすいです。)

保護者の状況	提出書類	
就労 (外勤等)	●就労証明書 (*) ●通勤経路・ 通勤時間申告書	就業先に就労証明書の作成を依頼してください。 ● 自営業のかたで、法人を設立している場合(株式会社・有限会社等)もこちらに該当します。
就労 (自営業)	●就労証明書 (*) ●通勤経路・ 通勤時間申告書	● 法人を設立していない自営業(個人事業主)のかたは、ご自身で就労証明書を作成のうえ、下記の書類を添えてご持参ください。 1. 令和6年1月1日以降に開業(事業を開始)したかた ①個人事業の開業届出書(控用)の写し 2. 令和5年12月以前に開業(事業を開始)しているかた ①個人事業の開業届出書(控用)の写し ②確定申告書(控え)の写し(令和5年分、受付印のあるもの) ※電子申告された場合、受付印はありませんので、申告後に表示される「受取通知」または「メール詳細」をお付けください。 ※令和5年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断される場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書(令和6年度)の写しを添えてください(確定申告の要・不要の判断についてはお近くの税務署にお問い合わせください)。 ※令和5年12月以前に開業(事業を開始)しているものの、令和5年分の事業収入が一切なかった場合や、申告書を提出したものの、受付印の押印がないまま申告されたかたは、保育幼稚園課に事前にご相談ください。
就労 (内職)	●就労証明書 (*)	就業先(内職の委託元)に就労証明書の作成を依頼してください。 ※作成いただけない場合は保育幼稚園課までお問合せください。
妊娠・出産	・母子手帳(表紙と出産予定日の記載のあるページ)の写し ・保育が必要であることの申立書	
疾病・障がい 親族の介護等	・医師による診断書、身体障害者手帳・精神福祉手帳・療育手帳の写し 等 ・保育が必要であることの申立書	
就学 就業訓練	・在学証明書または合格証明書 + カリキュラム・時間割等、就学時間がわかるもの ・保育が必要であることの申立書	
求職活動 起業の準備	・求職に関する誓約書 ※起業の準備に該当するかたは保育幼稚園課までお問合せ下さい。	
その他	保育幼稚園課までお問い合わせください。	

***就労証明書は証明日より3ヶ月以内のものをご準備ください。**

【就労証明書について】

社会全体のデジタル化に向け、従来の様式にあった企業の押印欄を廃止いたします。香芝市ホームページ

(<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/7155.html>) に様式(エクセル)を掲示しておりますので、事業所ご担当者さまにて入力したものを印刷の上ご準備ください。記載内容については、職員が電話等により事業者さまに直接確認することがあります。

就労証明書の内容を就業先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。